

第16回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善 東京都地方協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方 協議会について

令和7年3月

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
東京都地方協議会 事務局

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

従 前

「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」

平成20年3月、「トラック運送業における燃料サーチャージガイドライン」「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を策定し、荷主・元請事業者・下請事業者の相互理解と信頼に基づく適正な取引を推進するため、関東ブロック及び各都県に設置

経 緯

「労働基準法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日閣議決定）

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率引上げ（25%→50%以上）について、平成31年4月から中小企業への適用猶予措置を廃止

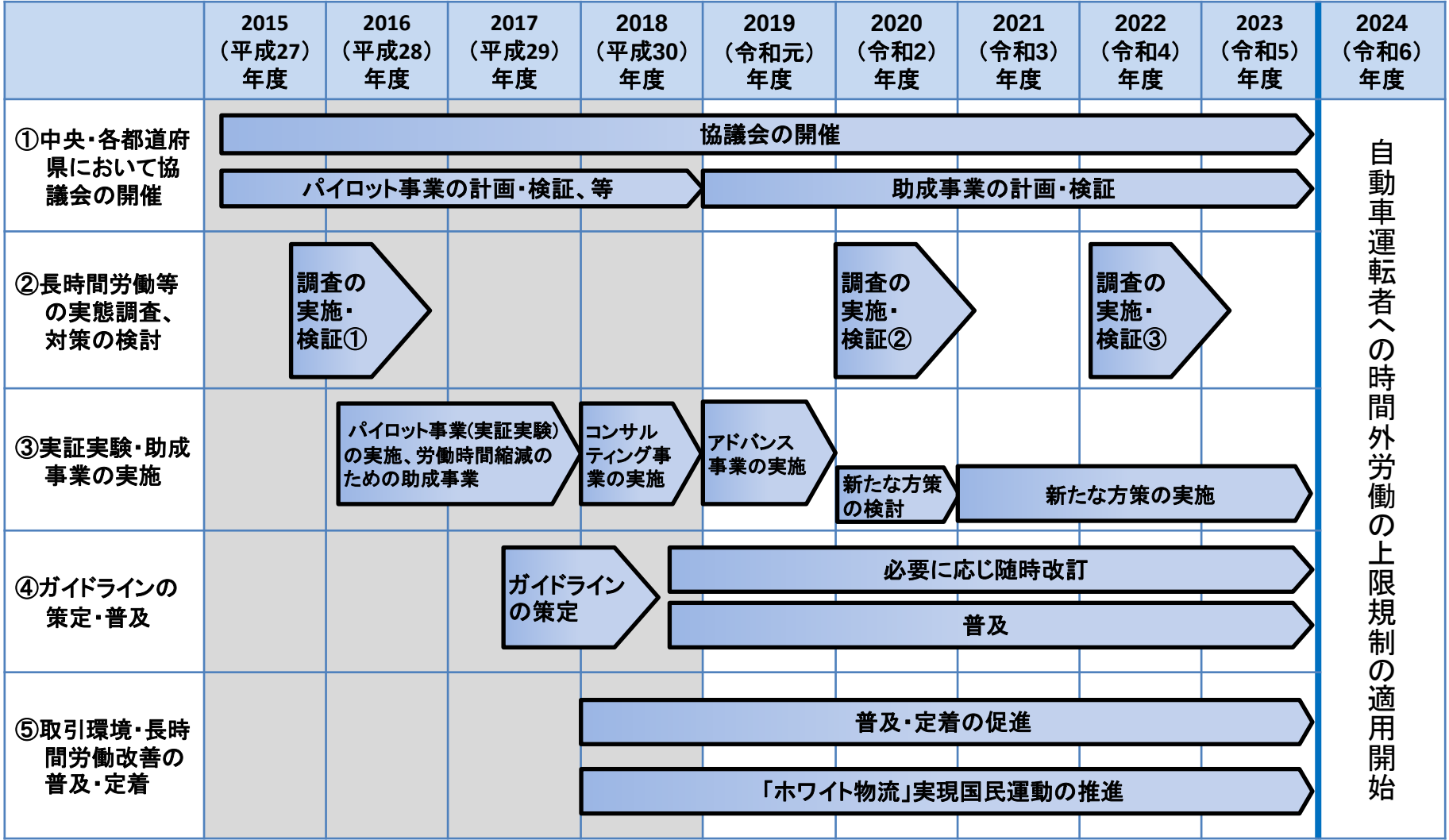
課 題

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある
- トラック運送事業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況

設 置

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を設置

- ロードマップに基づき、荷主、トラック運送事業者、関係団体、行政（国土交通省、厚生労働省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行う
- 長時間労働が抑制されないまま中小企業者に適用されると大きな負担増になることから、施行までに、トラック運送事業者の実態等を踏まえ、具体的な長時間労働抑制の改善方策を検討
- 長時間労働の抑制又はやむを得ず長時間労働に及んだ場合の適正な運賃料金の收受等には、健全な取引環境の整備が必要であるがトラック運送事業者の自助努力だけでは改善が困難なため、荷主都合による要因も含め、取引環境改善方策を検討



※2023(令和5年)4月以降、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

2017トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(47都道府県・102のパイロット事業)

2018.5 自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

6 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(加工食品)

7 働き方改革法案成立

10 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(洋紙・板紙分野))

11 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

(長時間労働改善等に向けた13の対応例(荷待ち対策等))

12 貨物自動車運送事業法改正

生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(家庭紙分野)、建設資材)

2020.5～ 輸送品目別ガイドライン

(加工食品①、建設資材、紙・パルプ(洋紙・板紙分野)、

紙・パルプ(家庭紙分野)(2020.5)

加工食品②、飲料・酒(2021.4)

9 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(飲料・酒)



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

★取引環境と長時間労働の改善のため、荷主と運送事業者の協力は、中央及び47都道府県での「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中心に、輸送品目別実証事業によって加速させてきた。

品目別各ガイドラインの概要

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、 飲料・酒	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html 「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 - 多種多様な製品サイズが存在 - 飲料における夏期の物流波動 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業	- 賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化 - ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化 - 附帯作業の見える化 - パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化	- 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノー検品の実現 - 附帯作業の軽減 - 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html - 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い - 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業	- 工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 - 運送と荷役の分離の推進 - 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化	- 元請業者による物流へのマネジメントの強化 - 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html - 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低稼働率での運行 ⇒附帯作業の実施による長時間労働	- 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附帯作業の軽減等の対策を実施 - 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 - 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 - 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html - 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 - 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品	- 発着荷主の連携によるパレット化 - 物流負担を軽減させるコンパクト製品の代替	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 - 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」について

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、経済団体、労働団体、荷主関係団体、荷主、トラック運送事業関係団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 構成員については、委員の承認を得て増員することができる。

(協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 東京都におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 東京都におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて事務局が招集する。

2. 協議会には委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条(協議会及び活動事項)に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置くことができる。

2. WGは、事務局が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、東京労働局、東京運輸支局及び一般社団法人東京都トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月13日から施行する。